

# 大分県報

平成二十九年  
号外（八）  
九月二十九日

（金曜日）

## 目次

### 選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……  
衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる  
日等……

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第四十九号

平成二十九年十月二十二日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日をおり定めた。

平成二十九年九月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日

平成二十九年十月十日

#### 大分県選挙管理委員会告示第五十号

平成二十九年十月二十二日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。

平成二十九年九月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成二十九年十月九日。ただし、年齢要件については、同年十月二十二日とする。

二 登録を行う日

平成二十九年十月九日

平成二十九年九月二十九日

大分県報号外（選管委告示）